

第九十一号議案

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成十一年東京都条例第七号）の一部を次のように改正する。
第二条の表二十六の項中「助産施設、」を「助産施設及び」に改め、「及び児童発達支援センター（法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）」を削り、同表二十九の六の十六の項ハ中「交付」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。）」を加え、同項ニ中「受理」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。）」を加え、同項へ及びト中「の交付」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う准看護師に係る申請書の受理及び当該申請に係る免許証の交付を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市町村が処理する事務の範囲に係る規定を改める必要がある。